

## ○ 宮代町ソーシャルメディア運用指針

### 1 趣旨

この運用指針は、宮代町が運用するソーシャルメディア（以下「宮代町ソーシャルメディア」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項について定めるものとする。

### 2 対象アカウント名

本運用指針の対象とする宮代町ソーシャルメディアのアカウントは、別表のとおりとする。

### 3 発信者

宮代町ソーシャルメディアの発信者は、対象アカウントごとに別表で定める担当の職員とする。

### 4 発信内容

宮代町ソーシャルメディアでは、町政情報、イベント情報、災害情報その他町に関する情報を随時発信する。

### 5 運用基本方針

町は、宮代町ソーシャルメディアにおいて、原則として返信又はフォロー若しくはリツイートは行わない。ただし、国や地方公共団体等が発信する公共性の高い情報、町民にとって有益な情報と認められるもの及び宮代町公式ハッシュタグ「#みやしろまち」のついた町が必要と判断した投稿については、この限りでない。

### 6 投稿者

宮代町ソーシャルメディアにコメントや画像等を投稿した者は、「宮代町ソーシャルメディア運用指針」を一読し、その内容にすべて同意したものとみなす。

### 7 免責事項

- (1) 町は、宮代町ソーシャルメディアに掲載された情報の正確性、完全性、有効性等について保証しない。
- (2) 町は、利用者が掲載情報を利用または信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (3) 町は、利用者間若しくは利用者と第三者間のトラブルにより利用者又は第

三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

- (4) 町は、前3項に定めるもののほか、宮代町ソーシャルメディアに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (5) 投稿されたコメントや画像等による著作権は、投稿者に帰属するが、投稿されることをもってその者は町に対し独占的に使用する権利を許諾したものとし、町に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。
- (6) 町は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し又は運用を中止することができる。

## 8 禁止事項

宮代町ソーシャルメディアにおいては、次に掲げる投稿を禁止するとともに、町は、次のいずれかに該当すると認めるときは、投稿の削除やアカウントのブロック、フォローの解除を行うことができるものとする。

- (1) 法律、法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人や団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治活動、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権や肖像権など町又は第三者の知的財産権を侵害するもの
- (5) 人種、思想、信条等の差別をするもの又は差別を助長させるもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (7) 虚偽のものや事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (8) 本人の承諾なく個人情報や特定、開示、漏えいするもの及びプライバシーを害するもの
- (9) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (10) 町の発信する内容に関係のないもの
- (11) Twitter社やLINE社が定める不正行為に該当するもの
- (12) その他町長が不適切と判断するもの

## 9 著作権

利用者は、宮代町ソーシャルメディアの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、町に無断で転載等を行うことはできない。

## 10 問い合わせ

宮代町ソーシャルメディアに関する意見や問い合わせについては、発信者に電話又は宮代町公式ホームページ上の「問い合わせフォーム」([http://www.town.miyashiro.lg.jp/soshiki\\_list.html](http://www.town.miyashiro.lg.jp/soshiki_list.html))を通じて行うものとする。

### 1.1 その他

この運用指針に定めがない事項については、町長が判断するものとする。

### 1.2 適用

この運用指針は、令和2年8月1日から適用する。

#### 別表

種別	ユーザー名	発信者
宮代町 Twitter	宮代町 @miyashiro_machi	総務課広報担当
環境 Twitter	宮代町（環境） @kankyomiyashiro	町民生活課環境推進担当
防災 Twitter	宮代町（防災） @bousaimiyashiro	町民生活課危機管理担当
宮代町公式 LINE	宮代町 @miyashiro_machi	総務課広報担当